

買収前の所有者等への売払い に関する公告

下記1の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第4項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第2項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記2の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して6か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

令和8年3月11日

農林水産大臣 鈴木 憲和

記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備 考
広島県呉市安浦町 大字三津口字古城 1679番1 畑 437㎡ （買収時：広島県 賀茂郡安浦町大字 三津口字古城1679 番 畑 6畝3 歩）	松本 九一 山口県宇部市東区 大正町一丁目	
広島県呉市吉浦潭 鼓町18番7 畑 274㎡ （買収時：広島県 呉市吉浦潭鼓町18 番 畑 2反2 畝）	野間岩太郎 広島県呉市吉浦本 町五丁目113	

広島県呉市宮原村 字鎌利迫山10232 番8 畑 363m ² (買収時：広島県 呉市宮原村字鎌利 迫山232番3 畑 9畝20歩)	棕田菊太郎 広島県佐伯郡大之 浦	
広島県呉市西惣付 町469番 畑 214m ² (買収時：広島県 呉市荘山田村字込 山迫3469番 畑 2畝5歩)	廣藤 文造 広島県広島市中町 3番地	
高知県高岡郡日高 村下分字北縦2168 番3 公衆用道路 66m ²	氏名不詳 住所不詳	現況： 道路 公共利 用計画 あり
高知県高岡郡日高 村下分字北縦2168 番4 公衆用道路 13m ²	氏名不詳 住所不詳	現況： 道路 公共利 用計画 あり
高知県高岡郡日高 村下分字北縦5609 番 公衆用道路 62m ²	氏名不詳 住所不詳	現況： 道路 公共利 用計画 あり